

6-1 千葉市報告様式
6-1-1 千葉市第1号様式

災 害 概 況 速 報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市 町 村	千 葉 市
所 属 名	区・部 課
報告者名	

※項目ごとに情報源を明記すること。
(住民通報、自主防災組織通報、その他民間通報、
消防・警察官通報、その他機関通報及び現認)
※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災 害 の 概 況	災害種別	地震、 水害、 火災			発生日時	年 月 日 時 分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等) ※ _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番									
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)										
応 急 対 策 の 状 況	(応急措置、自主防災組織・住民の動向、警察官・県その他防災関係機関との連絡状況)									

輸 送 記 録

市町村名：千葉市 No. /
 令和 年 月 日 時現在

輸送月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修 繕				燃料費	実支出額	備 考	
			使用車輛等		金 額	故 障 車 輛 等		修 繕 月 日	修繕費				故障の概要
			種 類	台数		種 類	所 有 者 住所・氏 名						
月 日					円			月 日	円		円	円	
小計 合計				台	円				円		円	円	

- ※1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
- 3 借上車輛等による場合は有償無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

6-2 千葉県報告様式一覧

資料編	報告項目	報告様式
6-2-01	人的被害に関する情報	県 1
6-2-02~04	住家等被害に関する情報	県 2-1~3
6-2-05	交通規制・道路被害に関する状況	県 3
6-2-06	その他の被害に関する状況	県 4
6-2-07	避難勧告等に関する状況	県 5
6-2-08~09	物資資源管理に関する情報	県 6-1~2
6-2-10~11	避難所・救護所等に関する情報	県 7-1~2

人的被害に関する状況

様式1

整理番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※不明箇所は不明と記入して報告する。

※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

住家被害に関する状況(損壊)

様式2-1

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	千葉市中央区市場町1-1	共同住宅	121	200	一部破損	屋根のトタンが一部めくれ上がった。		〇〇	千葉県	043-223-2175
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要(一部破損ではない)

住家被害に関する状況(浸水被害)

様式2-2

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	千葉市中央区市場町1-1	共同住宅	121	200	床上浸水	対処完了			〇〇	千葉県	043-223-2175
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

非住家被害に関する状況

様式2-3

整理番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	千葉市中央区市場町1-1	公共建物	千葉公民館	半壊				〇〇	千葉県	043-223-2175
2	千葉市中央区市場町1-1	その他	千葉倉庫	全壊						
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

交通規制(道路被害)状況

様式3

整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始	迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定) (復旧見込み)	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われている場合は「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。(例)道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。(例)道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

その他の被害に関する状況

様式4

整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。

※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

避難勧告等発令状況

様式5

整理番号	避難勧告等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

保有備蓄物資一覧

様式6-1

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の 入数	1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官／民
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

避難所開設情報

様式7-2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	***-***-****	500	250	3	10	5	15	毛布	12/1 15:00	12/2 21:00
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正

平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告

を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故について

は第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、

調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等 (以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - (ア) 死者 (交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村と異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	人的被害
人的被害	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)		人的被害
人的被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。 	人的被害
人的被害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。	人的被害
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 	住家等被害

			<p>3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</p> <p>4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p>	
住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したものをいう。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の</p>		住家等被害

		経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上 に達した程度のものとする。		
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満 のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満 のものとする。		住家等被害
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	住家等被害
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	住家等被害
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		住家等被害
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。		住家等被害

		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。		
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	住家等被害
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	住家等被害
非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。	住家等被害
非住家被害	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。		住家等被害
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家等被害
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。		住家等被害
道路被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、	交通規制・道路被害

			液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	
道路被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		交通規制・道路被害
道路被害	がけくずれ			交通規制・道路被害
道路被害	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		交通規制・道路被害
道路被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		交通規制・道路被害
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。	その他の被害
その他被害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。	その他の被害
その他被害	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	その他の被害

		防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		
その他被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	その他の被害
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	参考様式 【交通計画課】
その他被害	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
その他被害	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式 【水政課・水道局】
その他被害	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	参考様式 【水政課・水道局】
その他被害	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
その他被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	その他の被害
その他被害	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知	その他の被害

			して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	
その他 被害	ブロック石 堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。		その他の被害
その他 被害	田の流失埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他 被害	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他 被害	畑の流失埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他 被害	畑の冠水			参考様式 【農林水産政策課】
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活動 体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。 	

災 害 報 告 (土石流等)

(2020年1月1日17:00 現在)

発生源 発生場所	山梨県 [都道府県]	こうふ 甲府市 [市・郡]	かみおびなまち 上帯那町 [区・町・村]	かすみがせき 霞ヶ関 [大字]	地区名 ほぜんか 保全課		
ふりがな 河川名	1級 [1級・2級・その他]	かすみがせき 霞ヶ関	水系 さぼう 砂防	川 ほぜんさわ 保全沢	[沢・川・谷]		
発生日時	調査中 根拠	2020年1月1日	15時00分	不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に 記入する			
災害形態	土石流 (不明)						
避難情報等の発令時刻	避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻 1月 1日 15時 30分 避難勧告 発令時刻 1月 1日 15時 30分 避難指示(緊急) 発令時刻 1月 1日 15時 30分 土砂災害警戒情報 発表時刻 1月 1日 15時 30分 避難勧告等で避難がなされた時刻 1月 1日 15時 30分 自主避難がなされた時刻 1月 1日 15時 30分				概略のポンチ絵 (別途添付すること)		
発生要因	降雨 (たばこの不始末)						
降雨状況	異常気象名	1月豪雨					
	観測所名	霞ヶ関	災害発生場所からの距離	0.2 km			
	連続雨量 10 mm	令和2年 1月 1日 10時 ~					
	最大24時間雨量 10 mm/24hr	令和2年 1月 1日 10時 ~					
	最大時間雨量 2 mm/hr	令和2年 1月 1日 16時					
地震	震源地 霞ヶ関	震度 7	観測地点 霞ヶ関	災害発生場所からの距離 0.1 km			
融雪	観測所名 霞ヶ関	災害発生時の積雪深 15 cm	令和2年 1月 1日 15時	災害発生場所からの距離 0.1 km			
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量 200 m ³	河道閉塞 有	堆積状況		河積の 1/10 程度	
	流木流出状況	流出流木量 200 m ³	河道閉塞 有	堆積状況	河積の 1/10 程度		
	氾濫面積	100 m ²	氾濫最大延長(m) × 氾濫最大幅(m) 20 × 20	平均堆積深 10.00	最大堆積深 20.00		
	氾濫開始点の勾配	10 度	氾濫終息点の勾配 2 度				
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ 5m	最大幅 5m	最大長さ 5m	湛水 有	土砂法に基づく緊急調査の実施 検討中	
既存施設状況	既存施設: 有 既存施設の被災: 有 (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉: 調査中 既存施設による土砂捕捉: 調査中						
溪流の情報	区分 I	[I・II・準ずる・危険溪流ではない] (番号: 1-600)	流域面積 500 km ²	河床勾配 1/10			
被害状況	人的被害	死者	2 名	被害者	44、57 才	公共的建物・要配慮者利用施設	
		行方不明	1 名	被害者	32 才		
		負傷者	1 名	年齢	42 才		
	物的被害	全壊・流出	10 戸	木造	《 》〈 〉戸 RC	《 》〈 〉戸	老人ホーム、発電所
		半壊	1 戸	木造	《 》〈 〉戸 RC	《 》〈 〉戸	
		一部損壊	1 戸	木造	《 》〈 〉戸 RC	《 》〈 〉戸	
		床上浸水	1 戸	木造	《 》〈 〉戸 RC	《 》〈 〉戸	
	床下浸水	1 戸	木造	《 》〈 〉戸 RC	《 》〈 〉戸	農地被害 (種類・面積)	
非住家被害	15 戸	宅地擁壁の被害	1 戸 (空積)	400ha			
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
国道1号全面通行止め							
二次災害の可能性	有						
保全対象	2 km下流に人家	30 戸 (50 人)	道路名等	県道安藤熊本線			
	(その他)	市役所					
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)	大塚集落 の 3世帯 3名 が 部長室 へ 避難(発令に基づく) (発令1/1_15:30、解除1/3_12:00)						
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)	対応状況 道路部局が県道への流出土砂を撤去中						
緊急事業等	特になし		災害関連緊急事業申請の有無	無			
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	○	砂防指定地 (1960 年指定)	地すべり防止区域 []			
	保安林	○	河川区域 (準用)	○	急傾斜地崩壊危険区域		
	国有林	○	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	○	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	○	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	○	宅地造成工事規制区域			
○	その他 (鳥獣保護区域)						
報告者	①所属 保全課	氏名 保全 太郎	③所属	氏名			
	②所属	氏名	④所属	氏名			

* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

座標	緯度	35.683248
	経度	139.753733

* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

本省公表の有無:

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

災 害 報 告 (地すべり)

(2020年1月1日17:00 現在)

ふりがな					地区名		
発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]			
発生日時	根 拠				不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	1月	1日	15時	30分	避難勧告発令時刻	1月 1日 15時 30分	
避難指示(緊急) 発令時刻	1月	1日	15時	30分	土砂災害警戒情報発表時刻	1月 1日 15時 30分	
避難勧告等で避難がなされた時刻	1月	1日	15時	30分	自主避難がなされた時刻	1月 1日 15時 30分	
発生要因		(特になし)					
降雨状況	異常気象名				観測所名	災害発生場所からの距離 0.0 km	
	連続雨量	0 mm	令和2年	1月 1日 10時	～	令和2年 1月 1日 16時	
	最大24時間雨量	0 mm/24hr	令和2年	1月 1日 10時	～	令和2年 1月 2日 10時	
	最大時間雨量	0 mm/hr	令和2年	1月 1日 15時	～	令和2年 1月 1日 16時	
地震	震源地		震度		観測地点	災害発生場所からの距離 km	
	観測所名					災害発生場所からの距離 km	
融雪	災害発生時の積雪深	令和2年 1月 1日 15時					
地すべり規模		幅 0 m	長さ 0 m	斜面勾配 0 度	移動層厚 0 m	拡大の見込	
		保全対象人家戸数 0 戸	公共施設				
天然ダム(河道閉塞)状況		最大高さ	最大幅	最大長さ	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施	
移動状況	最大時間移動量(時速)	mm	令和2年	1月 1日 16時	～	17時 観測地点 S-1	
	移動総量	cm	令和2年	1月 1日 16時	30分	～	
			令和2年	1月 1日 20時	30分	観測地点 S-1	
	近年の移動履歴	令和元 年 12月 1日 16時 ～ 令和元 年 12月 1日 20時					
変状	き裂	有	陥没	有	隆起	有	
	湧水	有	末端の押出の有無		有		
既存施設状況		既存施設 () (具体内容:)		既存施設の被災 () (具体内容:)			
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	無		危険度	A	
	地すべり防止区域	指定	無		指定年	1990年	
被害状況	人的被害	死者	0名		被害者年齢	57才	
		行方不明	0名			32才	
		負傷者	0名			42才	
	人家被害	全壊・流出	0戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
		半壊	0戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
		一部損壊	0戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸
	非住家被害	0戸	宅地擁壁の被害		1戸 (練積)	老人ホーム, 発電所	
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
その他	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)						
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)							
大塚集落 の 3世帯 3名 が 部長室 へ 避難(発令に基づく) (発令/1_15:30、解除/3_12:00)							
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)							
応急対応							
緊急事業等	特になし				災害関連緊急事業申請の有無 無		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林	○	土石流危険渓流	[準ずる]	○	建築基準法による災害危険区域	
	国有林		急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域	
	民有林	○	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域	
	○	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域	
		土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域	
		災害対策基本法に基づく警戒区域					
○	その他 (鳥獣保護区域)						
報告者	①所属	保全課	氏名	保全 太郎	③所属	氏名	
	②所属		氏名		④所属	氏名	
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること		座標	緯度				
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする		座標	経度				
本省公表の有無:							

災 害 報 告 【スラッシュ雪崩】

(2020年1月1日17:00 時点)

ふりがな	長野県	きたあづみ	はくば		区域名		
発生場所	[都道府県]	北安曇郡	白馬村	[大字]	八方尾根スキー場		
発生日時	R3 年	2 月	1 日	14:30	雪崩危険箇所番号		
気象状況	雪崩発生時の天気	晴					
	雪崩発生時の積雪深	100 cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差		
	雪崩発生時の気温	-3 ℃	霞ヶ関	10km	130m		
	雪崩発生時の降雪深	80 cm	1/31 日 21 時 ~ 2/1 日 10 時				
保全対象	人 家	3 戸	斜面の向き	北			
	公共的建物	旅館					
	公共的施設	R17					
斜面の高さ	100 m	概況平面図		縦断面図			
植生の状況	草地、低木						
崩壊の状況	拡大の見込み	無					
	雪崩の種類	1表層					
	高さ	100 m					
	幅	100 m					
	雪崩雪量	300 m ³					
	発生区の傾斜度	45 °					
	走路の長さ	500 m					
	見通し角	45 °					
被害の状況	死者・負傷者等	有	死者 1 名	行方不明者 1 名	負傷者 1 名		
	住宅被害	有	全壊 10 戸	半壊 10 戸	一部破損 10 戸		
	公共的建物被害	有	1 棟	旅館			
	その他の建物被害	有	1 棟				
	その他の概況	無線鉄塔倒壊					
応急対応及び警戒被難状況	応急対応	道路管理者が除雪し応急対応を実施					
	被難状況	有	自主避難 2 世帯	4 人	勧告・指示 0 世帯	0 人	
	地域防災計画記載	無					
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	<input type="checkbox"/>	急傾斜地崩壊危険区域		保安林		国有林	
	<input type="checkbox"/>	急傾斜地崩壊危険箇所	<input type="checkbox"/>	建築基準法による災害危険区域			
		地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
		砂防指定地	<input type="checkbox"/>	旧住宅地造成事業に関する法律適用区域			
		土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	宅地造成工事規制区域			
	<input type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊		<input type="checkbox"/>	宅造基準条例の適用区域	
	<input type="checkbox"/>	災害対策基本法防災計画区域	<input type="checkbox"/>	都市計画に基づく開発許可制度の適用区域			
	<input type="checkbox"/>	その他 (鳥獣保護区域)					
備 考	拡大の見込みについての理由: 全層雪崩のため、上部に積雪がなくなったことによる。						
	保全対象への影響: なし						
	緊急連絡体制の状況: 構築済み						
	交通規制等: 通行止め						
	今後の対応: 道路管理者による啓開後に交通解放予定						
災害関連緊急事業申請の有無: 有り							
報告者	①所属	保全課	氏名	保全 太郎	③所属	氏名	
	②所属		氏名		④所属	氏名	

※災害報告は、発生場所、座標、被害の状況を優先的に確認するものとし第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。

※スラッシュ雪崩の場合はタイトル欄にスラッシュ雪崩と記載すること。

座標	緯度	36.698077
	経度	137.805462

がけ崩れ災害報告記載要領

1 急傾斜地崩壊については次のとおりとする。

(1) 報告の範囲は次のとおりとする。

急傾斜地崩壊危険箇所（総点検）に斜面崩壊が発生した場合は全て報告する。

急傾斜地崩壊危険箇所（総点検）以外で斜面崩壊が発生した場合は、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があった場合のみ報告する。

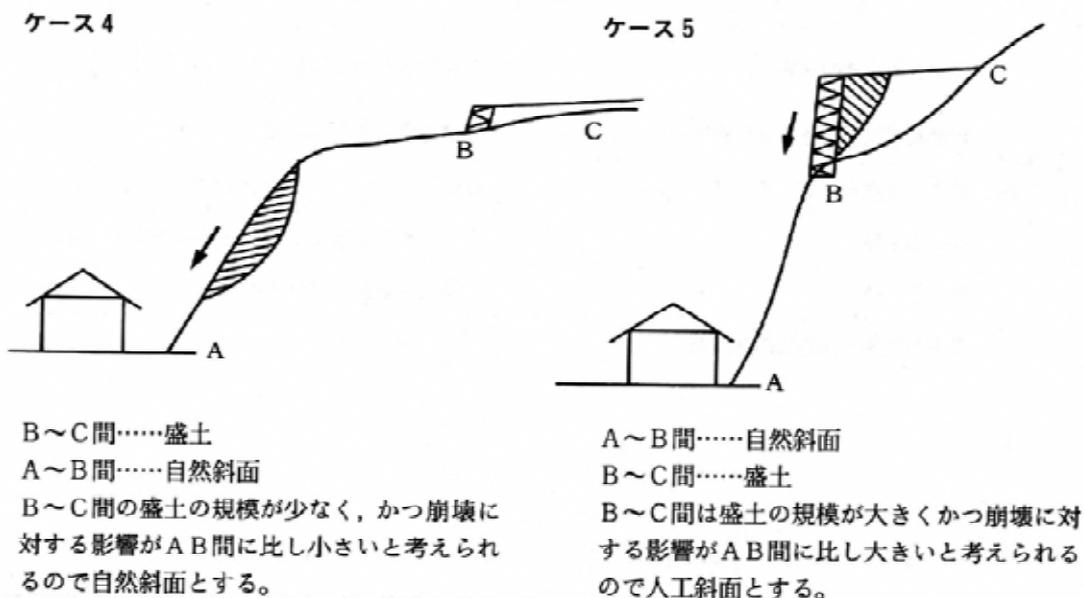
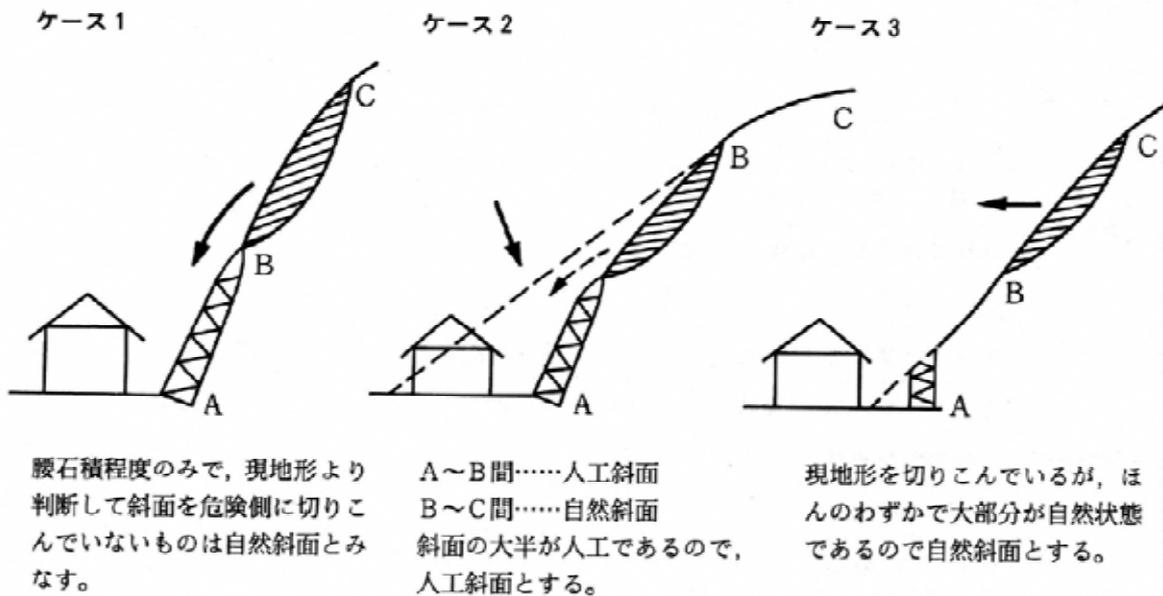
(2) 気象状況の欄の雨量の考え方は次のとおりとする。

連続雨量は、雨が降り始めてから、崩壊の発生時に至る一連の雨量とする。

最大24時間雨量は、連続雨量のうち崩壊の発生時に至る24時間の最大雨量とする。

最大時間雨量は、連続雨量に係る降雨時間内の最大時間雨量とする。

(3) 斜面の種類を欄で自然斜面、人工斜面について、まぎらわしいものは、次の図を参考のうえ判断すること。



- (4) 保全対象人家戸数のとり方は、一連の急傾斜地に係る人家密集地区で被害想定区域内にある人家戸数とする。
- (5) 同一地区内において多数の崩壊を生じた場合、崩壊の状況欄の高さ、幅、面積、勾配の欄については、それぞれ崩壊箇所別にその状況を記入し、他の欄は合計、もしくは総合的状況の報告でよい。
- (6) がけ下端と被害家屋までの距離には、がけに最も近接した家屋までの距離を記入する。被災家屋が複数の場合は2番目に近接した家屋まで記入する。
- (7) 死者・負傷者等の内訳には年齢を列記する。また、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を< >内書とする。家屋や階数などの被災場所を概況平面図、横断図に死者(・) 負傷者(・)として記入する。死者・負傷者がいない場合は「0」又は「なし」、不明の場合は「不明」と記入する。
- (8) 被害状況欄中、「全壊」とは、住宅の損壊した部分の床面積がその住宅の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価50%以上に達した程度のものをいう。
「半壊」とは、損壊部分がその住宅の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要構造部の被害額が、その住宅の時価の20%以上50%未満のものをいう。
「一部破損」とは、住宅の主要構造部に被害があり、かつ「半壊」に満たないものをいう。
土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を< >内書とする。
- (9) 人家被害の内訳は木造(軽量鉄骨造(プレハブ)、金属造等を含む)・RC造別とする。土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を< >内書とする。
- (10) 宅地擁壁の被害の欄は、擁壁に被害があった宅地の戸数と被災した擁壁の構造を記入する。
- (11) 避難状況及び対応状況欄には、土砂排除、警戒避難等の概要、消防団、自衛隊の出動救出状況等を記載する。
- (12) 関係法令等欄には、被災地区が被災時点において記載された法律等の適用を受けていた状況について記入する。
- (13) 概況平面図、横断図は別葉でも良い。
- (14) がけ崩れの中心点付近の座標がわかるようであれば記入する。

第6章 参考資料

第1節 様式集

(様式1：千葉県水防本部水防指令情報伝達表)

千葉県水防本部水防指令情報伝達表

(発信) 水防本部指令班 (河川環境課) 3147 (TEL 043-223-3156) (FAX 043-221-1950) 送信者：	指令 通知 → ← 着信確認 報告	(あて) 現地指導班等	(発信) 指令 通知 → ← 着信確認 報告	(あて) 水防管理団体等
(月 日 時 分発信)		(月 日 時 分発信)		(月 日 時 分受信)
種類	水防本部 第 号 指令・情報			
発令日時	平成 年 月 日 時 分			
決裁	県土整備部長	担当部長	次長	河川環境課長 副課長
	河川整備課長	副課長	室長	室員
水防本部指令班→現地指導班			現地指導班→水防管理団体等	
主文 (例) ○○土木事務所は○○体制をとってください。				
解説 (例) 台風○○号が接近しています。日が変わる頃から朝方にかけて、多い所で時間 ○○mmの雨が予測されていますので、注意してください。				

指令情報確認表(あて)

機関名	着信確認		指令情報番号										
	受信者名	時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
千葉土木事務所													
葛南土木事務所													
東葛飾土木事務所													
柏土木事務所													
印旛土木事務所													
成田土木事務所													
香取土木事務所													
銚子土木事務所													
海匠土木事務所													
山武土木事務所													
長生土木事務所													
夷隅土木事務所													
安房土木事務所													
君津土木事務所													
市原土木事務所													
千葉港湾事務所													
葛南港湾事務所													
木更津港湾事務所													
亀山・片倉ダム													
高滝ダム													

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
県土整備政策課		
道路計画課		
道路環境課		
道路整備課		
港湾課		
市街地整備課		
公園緑地課		
下水道課		
住宅課		

機関名	着信確認		準:準備体制 注:注意体制 警:警戒体制 非1:非常第1体制 非2:非常第2体制 解:解除 バ:パトロール指令 活:活動人員報告
	受信者名	時刻	
農林水産政策課			
耕地課			
漁港課			
危機管理課			
県警本部			
陸上自衛隊第1空挺団			

(様式 2 : ○○川水防警報)

千葉県 ○○土木事務所 発表

○○川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第 ____ 号
基準水位観測所		

発表日時	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ()	時 ____ 分
------	-----------------------------	----------

番号	発表内容
1	____ 局の雨量は、____ 日 ____ 時までに ____ mmです。
2	____ 局の水位は、____ 日 ____ 現在、____ mです。
3	<p>____ は、</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ①水防団待機水位 (通報水位) ②氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。 </div> </div>
4	<p>水防機関は、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ⑥待機 ⑦準備 ⑧出動 ⑨警戒 </div> <p>してください。</p> </div>
5	水防警報を解除します。

↑

○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム 事務所	○○用水 管理所	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

(様式 3-1 : ○○海岸水防警報)

千葉県 ○○土木・港湾事務所 発表

○○海岸 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第____号
基準水位観測所		

発表日時	平成 年 月 日() 時 分
------	-----------------

番号	発表内容
1	台風____号の、 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ①接近により、 ②通過により、 ③影響は無くなりましたので、 </div>
2	____は、 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④水防団待機水位 (通報水位) ⑤氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> ⑥を上回る恐れがあります。 ⑦程度です。 ⑧を下回る見込みです。 </div>
3	水防機関は、 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ⑨待機 ⑩準備 ⑪出動 ⑫警戒 </div> してください。
4	水防警報を解除します。

↑

○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○市	△△町	○○村	○○土木 事務所	県港湾課	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

千葉沿岸域 水防警報

種類	出動・解除	第____号
----	-------	--------

発表日時	平成 年 月 日()	時 分
------	-------------	-----

番号	発表内容	
1	千葉県 九十九里・外房	(①津波警報 ②大津波警報) が発表されました。
	千葉県 内房	(①津波警報 ②大津波警報) が発表されました。
	東京湾 内湾	(①津波警報 ②大津波警報) が発表されました。
2	水防機関は、出動レベルに達しました。 ※津波到達時間を考慮し、安全に水防活動を行って下さい。	
3	水防警報を解除します。	

↑

○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○市	△△町	○○村	○○土木 事務所	県港湾課	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

○○川氾濫危険情報

【警戒レベル 4 相当情報[洪水]】

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。

(水防法 13 条で規定される特別警戒水位)

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の
状況確認や避難準備をお願いします。

通知時刻 ○○○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
河川名 ○○川
観測所名 ○○○○ (○○市△△)
到達時刻 ○○○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
観測水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) ○. ○○m
氾濫注意水位 (警戒水位) ○. ○○m
氾濫危険水位 (特別警戒水位) ○. ○○m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (危機管理課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第 1 空挺団 (第 3 科)	銚子地方 气象台
着信確認						

○○川氾濫危険情報 第○号

下記の水位観測所において、氾濫危険水位を下回りました。

通知時刻 平成○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分
河川名 ○○川
観測所名 ○○○○ (○○市△△)
現在水位 ○. ○○m

参考

通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) ○. ○○m
氾濫注意水位 (警戒水位) ○. ○○m
氾濫危険水位 (特別警戒水位) ○. ○○m

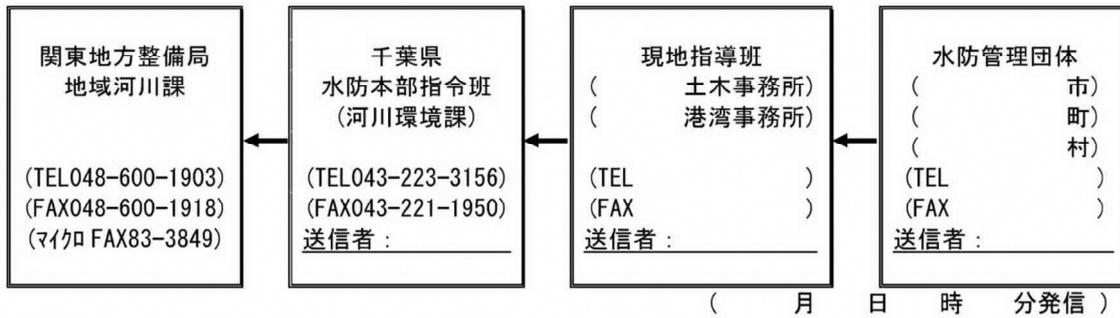
発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名	○○ 土木 事務所	○○市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (危機管理課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 气象台
着信確認						

(様式 5 : 被害情報伝達)

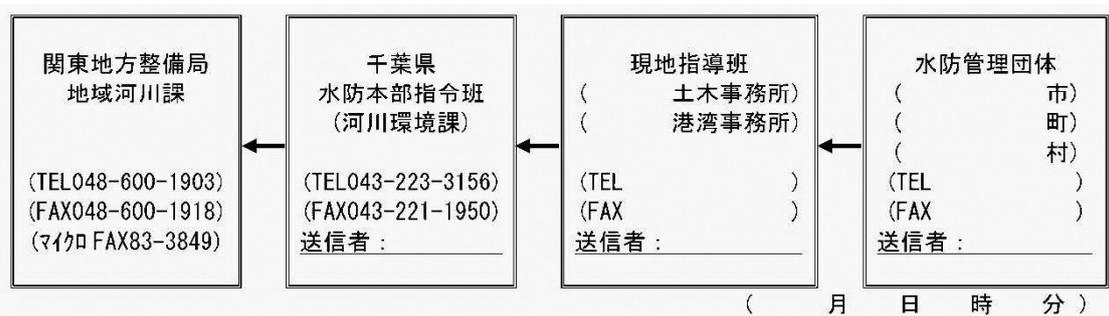


出水様式－2 (1) 被害情報 (千葉県)

出水名	(第 報)		
水系名	級河川	川水系	河川名
出水状況			
現状 (見込み)			
被害状況	発生日時	発生場所	市町村 地先
	原因	距離標	左 : 右 . ~ . km
(予測)	月 日	時現在	< 速報値 : 確定値 >
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)		
	(1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 ha (予測 ha)		
	(2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 死者 人 行方不明者 人		
	(3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸		
	(4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村		

注) ・平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

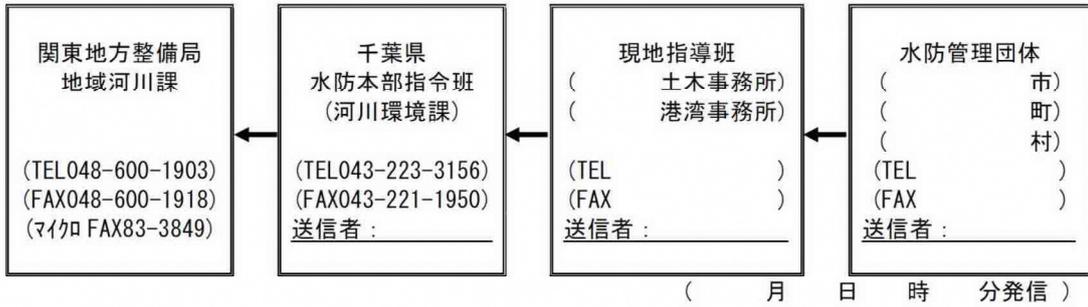
(様式 5 : 被害情報伝達)



出水様式－2 (2) 被害情報 (千葉県)

被害への 対応状況	月 日 時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >
	(4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 市・町・村 地先 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況

記入例

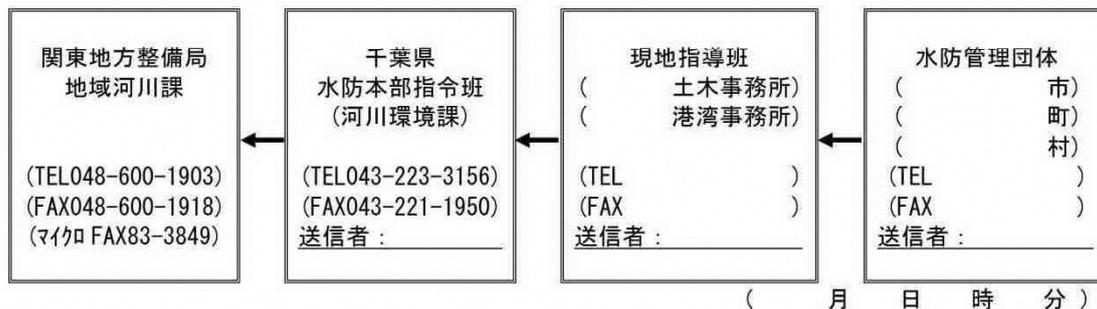


出水様式－２(１) 被害情報 (千葉県)

出水名	台風 26 号出水 (第 2 報)			
水系名	二級河川 一宮川水系	河川名	一宮川	
出水状況 現状 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・道路・水田等が冠水 ・床下浸水以上の浸水家屋もあるが、戸数や溢水・内水の別は不明 ・周辺一帯の道路も冠水しているため近づくことができない <p>(水が引いた後に詳細な状況確認を行う)</p>			
被害状況 現状 (予測)	発生日時	10/16 AM6時頃	発生場所	茂原市早野 外
	原因	破堤：越水：溢水 内水：浸透：浸食 未確認	距離標	
	10月23日 20時現在 < 速報値 : 確定値 >			
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消) (1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 h a (予測 h a) (2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 死者 人 行方不明者 人 (3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸 (4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村			

注) ・平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

記入例



出水様式－ 2 (2) 被 害 情 報 (千 葉 県)

被害への 対応状況	1 0 月 2 3 日 2 0 時 現 在 (1) 実施済み 床上浸水 : 3 5 7 戸、床下浸水 : 5 2 5 戸 (確認作業継続中) (2) 今後の対応 ・ 河道内木材、ゴミ撤去 ・ 河道内樹木伐採
避難状況等	1 0 月 1 7 日 1 7 時 現 在 < 速報値 : 確定値 > (1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況	月 日 時 現 在 < 速報値 : 確定値 >

6-7 千葉県水防てん末報告様式

水防実施状況概要報告書

(様式1)

(作成責任者)

管理団体名				指定非指定別			
水防実施時の台風又は豪雨名				報告年月日		平成 年 月 日	
水場 防 実 施 所				日時			
				管理団体支出分		県支出分	
出 動 人 員 数	水防団員	消防団員	その他	計		要	
					人件費	円	円
					物件費		
水及 防 作 業 の 概 要 法	工法			経		費	
				合計			
				水防の結果			
				堤防	田	畑	家
				効果	m	a	a
				被害	m	a	a
				戸	m	m	人
				戸	m	m	人
他団体よりの応援の状況							
居住者出動状況							
警察の援助状況							
現地指導官吏氏名							
水防関係者の氏名							
立退きの状況およびそれを指示した理由							
水防功労者の氏名と年令、所属およびその功績概要							
堤防その他の異常有無および緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況							
水防活動に対する自己批判							
備 考							

- 注 1. 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所毎に作成する。
 2. 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。
 3. 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみを記入する。

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理 団体名	指 定 非指定別	台風名又は 出水期の別	水 防 実 施 延 人 員					摘 要
			水 防 団	消 防 団	その他	自 衛 隊 員	計	
		自 月 日 至 豪 雨 月 日	()	()	()	()	()	
		台風の名	()	()	()	()	()	
合 計			()	()	()	()	()	

- 注 1. 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。
 2. 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条にもとづく水防団の団員とする。
 3. その他とは、水防法第24条にもとづく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び 出水別	水防管理団体名	所 要 経 費				摘 要
		使用資材	購入器材	人 件 費 (食糧費)	合 計	
		円	円	円	円	
	計					

- 注 1. 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
 2. 所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水防管理 団体名	使 用 し た 主 要 水 防 資 材 量							摘 要
	空袋(仄)	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	
	枚	枚	kg	本	kg	本		

(様式5)

水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び 出水別	水防管理 団体名	一 般 被 害						土 木 災 害			合 計
		田 (ha)	畑 (ha)	家 屋	工 事 其 他 公 共 施 設 等 被 害 額	その他	小 計	河 川 被 害 額	其 他 土 木 被 害 額	計	
合 計											

- 注 1. 台風および出水ごとに分類して記載すること。
2. その他には人畜の被害等を記入のこと。

(様式6)

都道府県水防所要経費

台風及び 出水別	土木事務所名	所 要 経 費				摘 要
		使用資材	購入器材	人 件 費 (食糧費)	合 計	
		円	円	円	円	
合 計						

- 注 1. 台風及び出水ごとに分類して記載すること。

(様式7)

都道府県の使用した主要水防資材量調

土木事務所名	使用した主要水防資材量調							摘 要
	空俵 (呎)	筵	丸 太	鉄 線	竹	縄	その他	
	枚	枚	本	kg	本	kg		
合 計								